

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月二十九日開催の責任役員会決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

愛知県知立市来迎寺町古城二九番地

宗教法人源心寺

清算人 竹本 有基

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月十二日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

大阪府八尾市小阪合町二丁目三番七号

宗教法人末廣教会

清算人 弁護士 浅井 佑太

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年一月七日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により令和八年六月十七日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番三三号

ザ・千里レジデンス二〇二

医療法人藤田整形外科

清算人 藤田 秀隆

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年五月十一日山口地方裁判所岩国支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

山口県岩国市周東町祖生五八八三番地

宗教法人安性院

清算人 弁護士 林 貴士

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年六月十六日港区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

東京都港区六本木六丁目一番一八号HOUビル四階(株式会社HOU一級建築士事務所内)

高輪一丁目共同建替計画マンション再生組合

代表清算人 鈴見 健夫

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年四月十日、新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

新潟県長岡市殿町一丁目五番地二

宗教法人長延寺

新潟県長岡市弓町二丁目四番二九号 駅東ビル二階 佐藤尚志法律事務所

清算人 弁護士 佐藤 尚志

解散公告(第三回)

当法人は、社員の欠亡により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月八日

沖縄県名護市宮里一丁目二八番八号

医療法人皓歯会

清算人 長田 明

第二十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 (単位:千円)

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

流動資産 流動負債

固定資産 固定負債

資産合計 負債及び純資産の部

貸借対照表の要旨 単位:千円

資産の部 負債及び正味財産の部

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

事務所千葉県松戸市本町一八四 NBF

松戸ビル七階 ユーカリ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 虎井 民子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区上池袋四丁目二二六六番地、最後の住所千葉県市川市市川南三丁目一四番二二七〇五室(市川セントラルハイツ)

被相続人 亡 松崎 剛之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

事務所千葉県船橋市前原東一丁目五番四号

アソルティ津田沼三階 徳永法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大石 聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市宇賀ノ四四番地、最後の住所千葉市花見川区朝日ヶ丘二丁目三番二九棟三〇二号

被相続人 亡 塩見 邦宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月八日

事務所千葉市中央区中央四丁目八番八号

日進ビル五〇二 やまとはし法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内藤 太郎

一般社団法人設立のお知らせ

令和八年六月二十六日東京法務局渋谷出張所にて設立登記をし、当法人がここに発足しましたので、お知らせします。

令和八年七月八日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三三

恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階

一般社団法人高齢者住まい紹介事業者協会

代表理事 安田 大作